

總理府設置法の一部を改正する法案

- 八 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものを除く。）に関すること。
- 九 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。
- 十 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。

才十五条才一項の表中

海外移住審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海外移住政策に関する重要事項を審議すること。
---------	--

を。

海外移住審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海外移住政策に関する重要事項を審議すること。
原子力委員会	原子力委員会設置法（昭和 年法律才 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。
- 2 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律才二百六十三号）の一部を次のように改正する。

才八条才五号を削る。

行政機關職員定員法（昭和二十四年法律才百二十六号）の一部を次のように改正する。
才二条才一項の表總理府の項中「一、七六七人」を「一、七八四人」に、「三七一人」を「三六六人」に、「一九、二三一人」を「一九、二四三人」に改め、同表通商産業省の項中「一二、二四〇人」を「一二、二二八人」に、「一三、一七一人」を「一三、一五九人」に改める。